

令和6年4月1日から相続登記が義務化になります。



# 相続登記義務化 についての 説明会

相続登記の目的、施行日、罰則等、義務化で変わる法的な知識や、相続登記手続き方法、それにかかる費用などの実用的な情報を分かりやすく説明いたします。

私が分かりやすく  
説明いたします!



ファイナンシャルコンサルタント  
福間直樹 氏

## 開催日

- 第1回 令和5年 5月13日(土)
- 第2回 令和5年 8月12日(土)
- 第3回 令和5年 11月11日(土)
- 第4回 令和6年 2月10日(土)

## 会場

藤崎町文化センター  
3階 多目的ホール  
(藤崎町大字西豊田一丁目1番地)

## 時間

13:00~14:30

## 対象

藤崎町にお住まいの方  
藤崎町に不動産を所有する方

## 定員

各回 24名

## 無料相談会も同時開催!

説明会各回終了後、相談会も実施します。  
相続登記手続きのほか、空き家・空地処分、不動産の名義や相続争い、終活、遺言状、年金の問題など、幅広く相談をお受けします。

各回先着 2名

※無料相談会は、予約時に時間を確定します。



藤崎町経営戦略課 戦略推進係 (担当: 移住定住コーディネーター 桜庭)

お申込み  
お問合せ

TEL 0172 - 88 - 8236

FAX 0172 - 75 - 2515

〒038-1211 藤崎町大字西豊田一丁目1番地

MAIL senryaku@town.fujisaki.lg.jp

申込方法など、  
詳しくは裏面を  
チェック!

# 相続登記が義務化されます。

## Q1 そもそも相続登記とはなんですか？

土地・建物・マンションなどの所有者が亡くなった際に、その不動産を相続人へ名義変更する手続きのことです。

登記簿の所有者の名義を変更するには、法務局へ所有権移転登記を申請することになります(名義変更手続)。所有権移転登記には各種原因(相続、贈与、売買等)がありますが、亡くなった方から相続により名義変更することを特に相続登記と呼びます。

## Q3 長期間、相続登記をしないままの土地があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？

相続登記の義務化は令和6年4月1日からスタートします。相続登記の申請については、制度スタートから3年間の猶予期間があります。

制度スタート前に相続が発生していた場合も、義務化の対象となります。新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記手続きをしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

## Q2 相続登記が義務化されるのはなぜですか？

土地の所有者が不明で、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題を防ぐためです。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業や取引を進められないといった問題が起きています。この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、令和3年4月に成立し、相続登記が義務化されました。

相続登記に関する詳細は、法務省のホームページに掲載されています。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)



## 講師紹介



ビジョナリー・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役社長

ふくま なおき  
**福間 直樹**

ファイナンシャルコンサルタント  
宅地建物取引主任者 / 賃貸管理士  
住宅ローンアドバイザー

1965年1月25日、青森県五所川原市に生まれる。  
東京理科大学工学部建築学科中退、翌年、慶應義塾大学経済学部入学。  
卒業後、東京都内の進学塾会社に就職。1997年、父親の大手術を機に、父親が起こした不動産業を手伝うために青森に帰省する。  
以来、自身の経験から、お客様が将来借金で苦労しないためにお客様の立場に立つアドバイザーとして過ごす。  
豊富な不動産契約実績と、コンサルタントとしての実力が高く評価されており、相談会は目からウロコと評判を呼んでいる。  
著書に、「行列のできる！マイホーム相談所」(星雲社)がある。



お申込み  
お問合せ

藤崎町経営戦略課 戦略推進係

(担当：移住定住コーディネーター 桜庭)

TEL 0172 - 88 - 8236

〒038-1211 藤崎町大字西豊田一丁目1番地

FAX 0172 - 75 - 2515

MAIL [senryaku@town.fujisaki.lg.jp](mailto:senryaku@town.fujisaki.lg.jp)

お申込み

お名前(ふりがな)

電話番号

※切:各回前日まで

お名前・ご連絡先・参加希望回を上記担当までお知らせください。

※FAXの場合は、こちらの用紙に必要事項を記入し、そのままFAXしてください。

参加  
希望回

- 第1回 令和5年5月13日(土)     第2回 令和5年8月12日(土)  
 第3回 令和5年11月11日(土)     第4回 令和6年2月10日(土)

無料相談会  
参加希望

- 希望する ※  
 希望しない

※ 相談したい内容